東京都公安委員会告示第2214号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年11月24日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和8年12月22日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

成田　亮一	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261011-201459）
山口　靖雄	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-112-261011-407061）
成田　亮一	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-221-261013-204282）
有限会社　ワイルドアンドハニー	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-223-260731-415659）
株式会社　京谷	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-440-260917-204050）
成田　亮一	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-771-261012-201856）
井上　香緒里	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-771-261019-205345）